

IV 明治大学学生健康保険互助組合規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本組合は明治大学学生健康保険互助組合（以下「組合」という。）と称する。
- 第 2 条 組合は組合員の健康保持および増進をはかり、さらに疾病負傷につき相互に救済することを目的とする。
- 第 3 条 本組合は明治大学の学部および大学院学生の全員を組合員として組織する。ただし短期滞在等の理由により公的社会保険に加入できない留学生は除外する。
- 第 4 条 本組合に関するいっさいの事務は、学生支援部学生支援事務室が行い、同部和泉学生支援事務室、生田学生支援事務室および中野キャンパス事務部中野教育研究支援事務室がこれを補佐するものとする。

第 2 章 組 合 員

- 第 5 条 組合員は組合費を納入しなければならない。ただし、法律によって定められた他の医療保険および団体より医療費の全額に相当する給付をうけるものは、組合費の一部を返還する。
- 第 6 条 組合員に組合員証（学生証）を発行する。
- 第 7 条 組合員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときはその翌日から組合員の資格を失う。
1. 卒業したとき
 2. 退学したとき
 3. 死亡したとき
 4. その他本学学生としての資格を失ったとき

第 3 章 機関および役員

- 第 8 条 本組合には、次の機関および役員をおく。
1. 理 事 会（理事長、副理事長、理事）
 2. 学生保険委員会（委員長、副委員長、委員）
 3. 組 合 員 大 会
 4. 監 事
- 2 本組合には、理事会が必要と認めた場合顧問をおくことができる。

第 1 節 理 事 会

第 9 条 理事会は、本組合を統括し、組合の企画・運営および管理にあたる。

第10条 理事会は、次に掲げる理事をもって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 常勤理事（学務担当）
- (3) 教務部長
- (4) 副学生部長のうちから学生部長が指名する者1名
- (5) 学生支援部長
- (6) 学生支援事務長
- (7) 財務課長
- (8) 駿河台キャンパス，和泉キャンパス，生田キャンパス，中野キャンパスの各診療所専任職員各1名
- (9) 学生理事11名

第11条 理事長は学生部長がこれにあたり、組合事務を統括し、組合を代表する。副理事長は学生支援事務長および学生保険委員会委員長（以下「委員長」という。）がこれにあたり、理事長を補佐する。

第12条 理事長は原則として年2回の定例会議を開かなければならない。ただし、理事長および学生保険委員会が必要と認めた場合には、臨時にこれを招集することができる。

第13条 次の各号に掲げる事項は理事会の議を経なければならない。

1. 組合運営に関する基本事項
2. 予算および決算に関する事項
3. 業務報告書の作成
4. 規約の改廃

第14条 理事会は理事の半分以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第15条 学生理事の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 理事会は組合員に業務報告ならびに会計報告をするものとする。ただし、この報告は告示をもってこれにかえることができる。

第 2 節 学生保険委員会

- 第17条 学生保険委員会（以下「委員会」という。）は組合員の総意を代表する機関とし、組合の企画・運営・管理その他重要事項に関してこれを協議し、理事会の諮問に応ずるとともに、またこれに勧告することができる。
- 第18条 委員会は組合員たる法学部、商学部、政治経済学部、文学部、理工学部、農学部、経営学部、情報コミュニケーション学部、国際日本学部、総合数理学部の各学部より1名以上、大学院より1名以上、計11名以上をもって構成し、委員長、副委員長を含む理事11名を互選しなければならない。
- 委員長は委員会の承認を経て、委員会のうちから常任委員若干名を指名する。
- 常任委員は委員長、副委員長を補佐し、事務を分掌する。
- 委員会は必要に応じて、特別委員若干名をおくことができる。
- 第19条 委員会は原則として定例理事会に先だって開くものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合もしくは委員の3分の1の要請があった場合、開かなければならない。
- 第20条 委員会は委員の半数以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第21条 委員会委員の任期は1年とし、再任および欠員補充の場合は第15条に準ずる。
- 第22条 委員会委員の改選は毎年定期にこれを行い、改選後最初の委員会において引継ぐものとする。

第 3 節 組 合 員 大 会

- 第23条 組合員大会の決議事項は次の通りとする。
1. 本組合の存廃に関する事項
 2. その他理事会が必要と認めた事項
- 第24条 組合員大会は理事会が必要と認めたとき、または組合員の20分の1の要求があったときに開催する。
- 第25条 組合員大会は組合員10分の1以上の出席をもって成立する。その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第26条 組合員大会の開催が困難であると理事会が判断した場合、組合員の郵便投票をもってこれにかえることができる。
- 2 前項の決議については、第25条を準用する。この場合、出席または出席者を投票または投票者と読み替える。

3 郵便投票に関する細目は理事会において定める。

第 4 節 監 事

第27条 本組合の監事は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学生部委員のうちから学生部長が指名する者1名
- (2) 財務課専任職員1名
- (3) 委員会より1名

第28条 監事は本組合の会計監査を行い、その結果を組合員に報告するものとする。

- 2 前項の報告については第16条ただし書きを準用する。

第 4 章 会 計

第29条 組合の経費は、組合費、寄付金、補助金その他をもってこれにあてる。

第30条 組合費は年額 3,000円とし、そのうち管理費を400円とする。その納入方法は次の規定による。

1. 組合費は、毎学年の始めに学費の第1期分とともに財務課（学費係）に納入しなければならない。また、所定の修業年限を超えて在学する者も同様とする。
2. 第5条に該当する者は年度毎に管理費を除く組合費2,600円を所定の手続きを経て返還する。
3. 第7条第2号、第3号および第4号において、本学学生の資格を失った者が組合費の返還を請求したときは、納付した組合費のうち、当該年度分を差引いた残額を所定の手続きを経て返還する。ただし、この条項は2003年度（平成15年度）以降の入学者には適用しない。

第31条 組合の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第32条 決算報告書ならびに監査報告書は毎年5月中に作成しなければならない。

第 5 章 給 付

第33条 組合員の疾病予防に関する措置および診療は本学診療所、本組合と協定を結んだ医療機関を利用しなければならない。ただし、入院した場合は、組合規約細則第21条を適用する。

第34条 組合員の疾病予防措置ならびに医療に対する給付は次の各号による。

1. 疾病予防に必要な措置ならびにその経費の給付は理事会において決定する。

2. 協定医療機関を外来で利用した場合の給付
 - ア 本給付は他の医療保険等と併用して受けなければならない。
 - イ 給付率は医療費総額の30%とする。
 - ウ 本給付は併用した医療保険等により70%以上の給付を受けるときは、その差額について給付する。
3. 本学診療所を利用した場合の給付は、医療費総額の一律70%とし、給付額の制限は行わない。

第35条 組合員の出産、治療用装具作成、死亡に対し、次の各号の給付を行う。

1. 組合員またはその配偶者に子の出産があったときは、祝金を給付する。ただし、出産または退院後6ヶ月以内に組合員が申請するものとし、夫婦双方が組合員の場合は、申請のあったいずれか一方に支給する。その額は産児の数にかかわらず1万円とする。
2. 組合員が医師の指示により、治療用装具を作成した場合、その費用を給付する。ただし、装着または退院後6ヶ月以内に組合員が申請するものとする。給付額の査定は組合員の総支払額（領収書の額）の30%とする。ただし、100円未満は切り捨てる。
3. 組合員の死亡に対し弔慰金を給付する。その額は2万円とする。

第36条 第34条に関する医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠してこれを行う。

附 則

1. 本規約は昭和39年4月1日より施行する。
2. 本組合の細則は別にこれを定める。
3. 本規約は昭和41年4月1日改正。
4. 本規約は昭和42年4月1日改正。
5. 本規約は昭和46年4月1日改正。
6. 本規約は昭和51年4月1日改正。
7. 本規約は昭和56年4月1日改正。
8. 本規約は昭和62年4月1日改正。
9. 本規約は昭和63年4月1日改正。
10. 本規約は1992年（平成4年）4月1日改正。
11. 本規約は2000年（平成12年）4月1日改正。
12. 本規約は2001年（平成13年）6月26日改正。
13. この改正は2002年（平成14年）6月27日から施行する。

14. この改正は2005年（平成17年）4月1日から施行する。
15. この改正は2006年（平成18年）4月1日から施行する。
16. この改正は2008年（平成20年）4月1日から施行する。
17. この改正は2009年（平成21年）3月13日から施行し、2008年（平成20年）9月16日から適用する。
18. この改正は2010年（平成22年）7月1日から施行する。
19. この改正は2011年（平成23年）4月1日から施行する。
20. この改正は2013年（平成25年）4月1日から施行する。
21. この改正は2013年（平成25年）6月25日から施行し、2013年（平成25年）4月1日から適用する。
22. この改正は2014年（平成26年）7月15日から施行する。
23. この改正は2016年（平成28年）4月1日から施行する。
24. この改正は2018年（平成30年）4月1日から施行する。
25. この改正は2018年（平成30年）7月1日から施行する。